

規制の事前評価書

法令案の名称：金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案

規制の名称：顧客から金銭等の預託を受けない投資運用業の資本金要件・純財産額要件の緩和

規制の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：金融庁企画市場局市場課

評価実施時期：令和7年1月17日

1 規制の必要性・有効性

【緩和】

<法令案の要旨>

- 顧客から金銭等の預託を受けない投資運用業について、資本金要件・純財産額要件を 5,000 万円から 1,000 万円に引き下げる等、関係政令の規定の整備を行う。

<規制を緩和する背景、発生している課題とその原因>

- 昨今、政府における、人への投資や国内投資を促進する政策展開も相まって、企業部門の投資意欲は高まっており、こうした前向きな動きを更に加速させることが重要となっている。
- また、日本経済は新型コロナウイルス感染症、ウクライナ危機による世界的な物価高騰も契機として 40 年ぶりの物価上昇となっている中で、家計がインフレ環境下においても安定的に資産形成を行っていくために、資産運用の重要性はより一層高まっている。
- このような環境変化が生じている中では、投資家保護の下で資産運用の高度化や多様化等が図られることが必要な状況になってきている一方で、我が国の資産運用業者数は大きく伸びておらず、このままの推移で投資運用業者の新規参入促進や非上場有価証券の流通活性化などの措置を講じなければ、家計を含む投資家の投資資金が企業の価値向上をもたらし、そうした成長の果実が広く家計に還元され更なる投資や消費につながっていくというインベストメント・チェーンの好循環に支障を生ずるおそれがある。
- 以上をベースラインとする。

<必要となる規制緩和の内容>

- 顧客から金銭等の預託を受けない投資運用業について、資本金要件・純財産額要件を 5,000 万円から 1,000 万円に引き下げる。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

※緩和のみのため記載不要

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和】

- 顧客から金銭等の預託を受けない投資運用業者においては、資本金要件・純財産額要件が緩和されることとなる。これにより、投資運用業者の新規参入が促進されることで、健全な競争環境が確保され、資産運用の高度化・多様化に資する。なお、今後、本件緩和による新規参入者数を把握していく予定である。

4 負担の把握

【緩和】

<行政費用>

- ・ 顧客から金銭等の預託を受けない投資運用業につき資本金・純財産額要件を緩和することに伴い新規の登録申請者数が増加した場合、審査等にかかる費用は増加する。今後、本件緩和による新規参入者数を把握していく予定である。

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・ 投資運用業者は、顧客から金銭等の預託を受ける可能性のある業であるために、その業務上のリスクに鑑みて資本金・純財産額要件を 5000 万円としていたところ。他方で、預託を受ける可能性のないことが担保されている投資運用業者であれば、当該可能性のある業者と同様の資本金・純財産額要件（5000 万円）とする必要はないことから、今般、このような業者に限って資本金・純財産額要件を 1000 万円に緩和するものであるため、本件緩和により顕在化する負担はない。

<その他の負担>

—

5 利害関係者からの意見聴取

【緩和】

☒意見聴取した ☐意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 投資運用業者の新規参入の促進による健全な競争環境を確保する観点から、投資運用業に関して顧客から金銭等の預託を受けない場合には、その資本金要件等を緩和することが適当である。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 金融審議会「資産運用に関するタスクフォース」（第 1 回）（令和 5 年 10 月 3 日）
- ・ 金融審議会「資産運用に関するタスクフォース」（第 2 回）（令和 5 年 10 月 18 日）
- ・ 金融審議会「資産運用に関するタスクフォース」（第 3 回）（令和 5 年 11 月 6 日）
- ・ 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」（第 25 回）・「資産運用に関するタスクフォース」（第 4 回）合同会合（令和 5 年 11 月 22 日）

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sisan-unyo/gijiroku/20231003.html
- ・ https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sisan-unyo/gijiroku/20231018.html
- ・ https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sisan-unyo/gijiroku/20231106.html
- ・ https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/market-system/gijiroku/20231122.html

6 事後評価の実施時期

【緩和】

- ・ 「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の

整備に関する政令案」施行後５年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- ・ 本件見直しにより緩和された規制に係る監督上の対応状況等について、総合的に判断して、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握していく。